平成２４年（フ）第３６８４号
東京都稲城市矢野口2998―１―201
債務者　古塩　宏一
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６８７号
東京都足立区保木間１丁目35―２―103
債務者　小口　貴広
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６８８号
東京都台東区根岸１丁目５―16―510　ライオンズマンション鶯谷第３
債務者　小野智恵美
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６９０号
東京都世田谷区三宿１丁目１―１―805
債務者　須江　晋也
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７０２号
東京都小平市学園西町２丁目25―22　第１コーポ村田201
債務者　松縄　優子
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７０５号
東京都江戸川区中葛西６丁目８―２　東丸運輸㈱
債務者　折原　和之
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７０８号
東京都豊島区池袋本町２丁目38―14―301
債務者　岩元　義浩
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７０９号
東京都文京区千駄木２丁目26―５―707
債務者　岸浪　正枝
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７１８号
東京都練馬区西大泉３丁目９―７―205
債務者　飯野　幸則
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７２４号
東京都新宿区北新宿１丁目23―７―103
債務者　大見　昌男
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７３２号
東京都足立区堀之内２丁目10―12―404
債務者　濱松　一枝
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７３６号
東京都足立区新田１丁目14―１―205
債務者　加納　久江
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７４１号
東京都江戸川区北小岩５丁目36―12
債務者　前島　克則
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７４４号
千葉県八街市八街に458―46
債務者　方丈　道子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７５５号
東京都千代田区九段北４丁目１―35―503
債務者　ウォルデン優喜（旧姓蒲澤）
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７６２号
東京都練馬区石神井町６丁目８―16―202
債務者　菅原　智子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部